No.	審査会合ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
192	ヒヤリング	2020/9/18	第9条	PWRを参考に、運転に従事する者に所長が含まれていることを明示できないか検討すること。		運転に従事する者に所長が含まれていることを明示した。 「第9条の2 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技 術者の職務等」と「添付3 1. 重大事故等対策」も合わせて 明示した。	
193	ヒヤリング	2020/9/18	第17条の4	17条の4(1-6号炉)第2項 「必要に応じて原子炉停止時等の措置について協議する」とあるが、 そもそも1~6号炉は原子炉停止状態が前提だと思うので、それを踏まえた適切な記載を検討すること。		停止中の号炉に対する措置が明確となるよう、修正した。 「必要に応じて安全停止状態を維持するための措置について協議する。」	
194	ヒヤリング	2020/9/18	第17条の7	17条の7では「マニュアル」, 17条の8では「手順」を定めるとなっている。同じものを指すのなら, 用語を統一する等検討すること。		17条の7のマニュアル、17条の8の手順は同じものを指しているため「手順」に用語を統一した。	
195	ヒヤリング	2020/9/18	第74条	第74条 第9項 「各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する」となっているが、KKでは当直長がLCOを一元管理するのではないのか。記載を検討すること。		第74条 第9項 「当直長は当該運転上の制限を満足していないと判断する」旨、当直長が一元管理する記載とした。 第10項の規定についても、同様に当直長が一元管理する記載とした。	
196	ヒヤリング	2020/9/18	第103条	先行PWRでは、※でSA設備の放射線計測器類はSA設備を規定する 条文において管理する旨記載している。適切に管理できるように条 文を検討すること。		SA設備のLCOの管理では直接的に放射線計測器類の機能維持を図ることと読めないため、SA設備(66-15-1)の放射線計測器類も第103条の枠で管理することが読めるよう記載した。	
197	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	「1. 重大事故等対策」の文字の大きさが違うので整合させること。		「1. 重大事故等対策」の文字の大きさを整合させた。また、添付3の2. 大規模損壊や添付2のそれぞれの項目についても整合させた。	

No.	審査会合ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
198	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	「当直副長は、残留熱除去系の復旧又は代替循環冷却系の運転によって~」という記載があるが、「又は」ではなく「及び」での方が適切な記載ではないか。記載を検討すること。 代替循環冷却系が使える状態でも、残留熱除去系の復旧ができなければ、ベントするように読める。		「残留熱除去系及び代替循環冷却系の運転ができず格納容器内の圧力を620kPa[gage]~」に修正した。	
199	ヒヤリング	2020/9/18	第17条の7	第17条の7 第4項(3) 当該条文では使用済燃料プールとなっているが、他の条文では使用 済燃料貯蔵プールとなっている箇所もある。同じ設備を指しているな らば用語を統一すること。		設置許可どおり、個別の設備名称は「貯蔵」を付けている。 保安規定では使用済燃料プールの説明等の用語は「貯蔵」 は付けず「使用済燃料プール」で従前の条文と合わせてい る。 例:66-13-1 使用済燃料貯蔵プール水位・温度(SA)	
200	ヒヤリング	2020/9/18	第58条の3	「すみやかに」を他箇所との整合の観点で「速やかに」とすること。		「速やかに」に修正した。類似箇所は無いことを確認した。	
201	ヒヤリング	2020/9/18	第72条	燃料GMが主語になる理由を比較表の備考欄に記載すること。		第20条 反応度監視 において、燃料GMがLCO判断することとしている。第72条及び第73条は、LCO判断する主語を明確にした旨を備考欄に記載した。	
202	ヒヤリング	2020/9/18	第88条の3	「原子炉等規制法に基づく工事計画(変更)認可申請書」となっているが、先行PWRでは原子炉等規制法だけでなく電気事業法も記載している。原子炉等規制法だけでいいのか検討すること。また、検査制度見直しに伴って、設工認等に用語変更が必要かどうか検討すること。		電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書の対象設備・機器があるため規定した。また、原子炉等規制法は法令改正により「設計及び工事計画(変更)認可申請書」に修正した。なお、電気事業法は従前の「工事計画(変更)認可申請書」であるため書き分けて記載した。	
203	ヒヤリング	2020/9/18	第97条	保全区域に変更がないか確認すること。		保全区域に変更がないことを確認した。	
204	ヒヤリング	2020/9/18	添付1	見出しとして、「原子炉がスクラムした場合の運転操作基準」とあるが、1~6号炉対象と分かるようにすること。		「1~6号炉対象」が対象であることを明確にした。	
205	ヒヤリング	2020/9/18	添付1	添付1 [7号炉]表1 ⑤主な監視操作内容 C. 原子炉圧力の 5ポツ目 「なお, 復水器が~」となっているが, 主復水器が正しい用語ではないか。		設置許可に合わせて「復水器」に修正した。	
206	ヒヤリング	2020/9/18	添付1	添付1 [7号炉]表3 ⑤主な監視操作内容 B. 水位の1ポツ目 「非常用炉心冷却系、注水設備、代替注水設備」を起動するとなって いるが、低圧注水設備がどの設備に該当するのかを含め記載を検 討すること。		各注水設備がどの設備に該当するのか明確にするため、 各注水設備から系統名に記載を変更した。	

No.	審査会合ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
207	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	添付3 表1 対応手段等 フロントライン系故障時 1.代替制御棒 挿入機能による制御棒緊急挿入 「スクラム不能異常過渡事象」がATWSであることを明確化できない か。		添付1と添付3それぞれの「スクラム不能異常過渡事象」の 冒頭に「なお、スクラム不能異常過渡事象とは、ATWSのことをいう。」を追記した。	
208	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	「水位」と「水位計」等が混在しているので、適切な用語に修正すること。		設置許可上「原子炉水位により監視する」「格納容器酸素 濃度を用いて測定し」「格納容器酸素濃度へ給電する」等と 記載されているが、保安規定では計器そのものを指す場合 は「●●計」と分かるよう記載を明確化した経緯がある。	
209	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	添付3 表3 インターフェイスシステムLOCA発生時 原子炉建屋ブローアウトパネルとあるが,燃料取替床ブローアウト パネルではないか。他の箇所含め適切な名称に修正すること。		他の箇所含め「原子炉建屋ブローアウトパネル」から「燃料取替床ブローアウトパネル」に修正した。	
210	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	添付3 表5 対応手段等 フロントライン系故障時 「サプレッションプール冷却モード」とあるが、「サプレッション・チェンバ・プール冷却モード」が正しいのではないか。		RHR系のモードの記載について、保安規定の添付3の中で下記のとおり用語を統一した。 ・残留熱除去系(サプレッションプール冷却系) ・残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却系) ・残留熱除去系(原子炉停止時冷却系) ・残留熱除去系(低圧注水系) ・残留熱除去系(燃料プール冷却系)	
211	ヒヤリング	2020/9/18		添付3 表1~表19全体 操作手順毎に燃料補給の対応手段の記載が必要ではないか。		燃料補給の記載を追記した。	
212	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	添付3 表5 作業性 設置許可添付十における具体的な手順についての記載がない。追 記の必要がないか検討すること。		TS-10の通り、補足事項であるため、保安規定に記載せず下部規定に記載することとしていたが、手順の明確化のため設置許可どおりの記載に修正した。	

No.	審査会合ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
213	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	添付3 表8 対応手段等 格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却 格納容器下部注水系(可搬型)において,等が付くものと付かないものがある。適切な対象となっているか検討すること。		添付3の表1~19については、設置変更許可申請書の「重大事故等対策における手順書の概要」をもとに作成している。 ご指摘いただいた箇所は、設置許可上、自主対策設備も 含めた記載としているので「等」をつけていた。 今回、当該箇所を見直した結果、現状の記載方法では格 納容器下部注水系(可搬型)の手順着手の判断基準である ことが分かりずらいことから、修正例のとおり、「格納容器下 部注水系(可搬型)により注水する」を追加することとした。 他の類似箇所についても同様に修正を実施する。	
214	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	添付3 表8 対応手段等 溶融炉心の格納容器下部への落下遅延・防止 「電源」となっているが、直流電源のように対象電源が明確になっている箇所もある。適切な設備名称にすること。		本文中は直流・交流を書き分けて明確にしており、※の注 釈は書き分けない方針で記載している。	
215	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	添付3 表12 操作性 設置許可において具体的な対応手段が記載してあるが, 追記を検討 すること。		TS-10の通り、補足事項であるため、保安規定に記載せず下部規定に記載することとしていたが、手順の明確化のため設置許可通りの記載に修正した。	
216	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	添付3 表14 作業性 蓄電池内蔵型照明は工認で名称が変更されたと思うので、適切な名 称に変更すること。		可搬型蓄電池内蔵型照明に修正した。	
217	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	添付3 表15 パラメータ記録 安全パラメータ表示システムと記載があるが、SPDSと略称も付ける べきでないか。検討すること。		安全パラメータ表示システム(SPDS)と略称を付けて統一した。 類似箇所についても記載を統一した。	
218	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	添付3 表16 放射線管理 設置許可では具体的な対応手段が記載してあるが, 記載不要か検 討すること。		TS-10の通り、補足事項であるため、保安規定に記載せず 下部規定に記載することとしていたが、手順の明確化のた め設置許可通りの記載に修正した。	
219	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	添付3 表20 ※1の表下の注釈の記載箇所は適切か検討すること。(ページ毎に注釈をつけるのか、最初のページにつけるのか)		従前の他条文では表の最後に注釈を記載しているが、表20はページ数が多いため、冒頭に注釈を記載し「以下,本表において同じ。」と説明を入れている。	

No.	審査会合ヒヤリング	実施日	説明項目	コメント内容	回答資料	回答内容	対応状況
220	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	添付3 表20 2行目 「格納容器圧力逃がし装置による格納容器内の減圧及び除熱(一 次隔離弁を全開状態で保持)」とあるが、設置許可と要員数・想定時 間が違っているので確認すること。		設置許可どおり運転員のみの記載に修正した。	
221	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	添付3 2.2(5)イ(ア)b.(a) 冷却材再循環ポンプとあるが、原子炉冷却材再循環ポンプが適切で はないか。		「原子炉冷却材再循環ポンプ」に修正した。	
222	ヒヤリング	2020/9/18	添付3	添付3 2.2(5)イ.(ア)c.(d) 「代替循環冷却」とあるが、「代替循環冷却系」が適切ではないか。		「代替循環冷却系」に修正した。	
223	ヒヤリング	2020/9/18	第17条の7	第17条の7第4項(5) 有毒ガスに対処する要員は、17条の5で定義されている「運転・対処 要員」と記載すべきではないか。		「有毒ガスに対処する要員」を「運転・対処要員」に修正した。	
224	ヒヤリング	2020/9/18	添付2	添付2 3.4(4),(5) (4)でHPAC,(5)でRCICでの冷却について記載しているが,24時間中の作業としてはベント操作もあり、かつ降灰環境中の作業となるので追加した方がよいのではないか。追加する場合は、「資機材の配備」においても今はフィルタだけだがベント作業用防護具等が入ると思われるため合わせて確認し、修正すること。		17条3の実施基準に格納容器ベント準備作業として、フィルタ装置水位調整準備(排水ポンプ水張り)について追記した。 なお、ベント作業そのものは屋内作業であり、降灰の影響を受けないため、屋外作業である排水ポンプ水張りについてのみ追記した。 また、排水ポンプ水張りに用いる資機材については、放射線防護具、計測器、ウ機材として既に保安規定との紐付けがなされている。降灰環境下における作業として特別に必要な資機材(マスク、ゴーゴル等)も既に17条の3の対応に必要な資機材として紐付けしており、追加の資機材はないと考える。	
225	ヒヤリング	2020/9/18	全般	火山のTSで旧規則イ、ロ、ハで記載しているものは、新規則に見直すこと。TS-20も新しい規則に見直すこと。			